



株式会社ウッズ

販売条項

【2020年10月1日制定】

第1条 総則

1. 株式会社ウッズ（以下「弊社」といいます。）が取り扱う製品（以下「製品」といいます。）のお客様と弊社との売買は本条項に従ってなされるものとします。
2. 前項にかかわらず、お客様と弊社との間で、本条項と異なる内容につき個別に書面で合意した場合、当該個別合意書の定めが優先するものとします。

第2条 契約の成立

1. 製品購入の申込みにあたっては、お客様に、製品の品名、仕様、数量、希望納期、その他必要事項を記載した弊社所定の書式による注文書を発行していただきます。なお、注文書の授受は、郵送、FAX 又は電子メールによって行うものとします。
2. 弊社は、注文書を受領した後速やかに当該注文に対する諾否を検討し、注文に応じる場合は注文書受領後 7 営業日以内に注文請書を発行するものとします。注文請書発送のときを以って個別の売買契約（以下「個別契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 注文書が弊社に到達した後 7 営業日以内に注文請書の発送に至らない場合、同期間の経過を以って当該注文は効力を失うものとします。
4. 注文書又は注文書以外にお客様から弊社に提出された書面等において本条項に定められた条件と異なる内容の条件が示されたときであっても、弊社が注文請書又は他の書面により当該異なる条件について明示的に承諾した場合を除き、かかる条件は適用されず、製品の売買契約は本条項に定める条件に従うものとします。なお、カタログ、見積書、値段表その他弊社が個別契約の締結に先立ちお客様に提出した書類・説明・図面等一切における記載は、製品の概略を示すのみであり、お客様と弊社との契約の内容の一部を構成するものではありません。

第3条 代金

1. 個別契約において適用される製品の代金額は、注文請書に記載された金額とします。
2. カタログ、価格表等に記載される価格はあくまで一般向けの標準価格を表示したものであり、お客様との個別契約において適用される代金を拘束するものではありません。

りません。

3. 個別契約の成立後にお客様の事情により納期その他条件が変更される場合(但し、かかる変更は弊社が書面により合意した場合に限ります。)、弊社は代金額の変更を求めることができます。
4. 製品の設置・運転の補助業務の対価は代金には含まれておりません。お客様のご依頼により弊社がこれら業務を実施する場合、弊社が定める基準に従い別途費用をご負担いただきます。

第4条 お支払い

1. 弊社は、お客様と弊社との間で異なる手続きとすることについて同意した場合を除き、個別契約が成立した後、請求書を発行します。
2. 個別契約において別途の定めがなされた場合を除き、代金のお支払期限は請求書発行日から30日とします。
3. 代金は、円貨により、弊社が指定する預金口座へのお振込みによりお支払いいただくものとします。なお、お振込みに要する手数料はお客様のご負担とします。
4. 分割納品の場合におけるお支払いも前三項の規定に従うものとします。

第5条 納品

1. 個別契約において別途の定めがなされた場合を除き、製品の納品は全て工場渡しとし、納品後の運送、保管、保険、輸出、通関等一切はお客様の責任と費用負担においてご手配いただきます。
2. 前項の定めにかかわらず、納品する製品を弊社から発送することを弊社が承諾した場合(かかる納品方法とすることが注文請書に明記された場合に限ります。)、弊社は、お客様の費用負担において製品を発送するものとします。この場合、弊社が発送したときを以って製品の納品が完了するものとします。なお、弊社は、製品の発送後に生じた如何なる事由に関しても何らの責任も負うものではありません。
3. 納期において製品の納品・受領が遅滞したときは、当該遅滞が弊社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様に保管料をご負担いただきます。

第6条 納期

1. 注文請書に記載された予定納期、及び他の手段を通じ弊社がお客様に通知した予定納期はあくまで予定であり、事情の如何にかかわらず、弊社はかかる予定納期に何ら拘束されるものではありません。予定納期から納期が変更となる場合、弊社は、製品の入荷時期が確定した後速やかにお客様に具体的な納期を通知するものとします。

2. 弊社は、天災、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、その他弊社の責に帰すべからざる事由による納品の遅滞・不能については、その責めを負いません。

第7条 検査

1. お客様は、製品の納品を受けた後直ちに、製品の目視検査を実施し、納品された製品の種類、仕様及び数量が個別契約と一致していること、製品に破損等がないことを確認するものとします。
2. 前項の検査において納品された製品が種類、仕様及び数量に関して個別契約の内容に適合しないことを発見したとき又は破損等が発見した場合、お客様は、製品の納品を受けた後3営業日以内に書面（FAX及び電子メールを含みます。）を以って弊社に通知していただくものとし、同期間内にかかる通知がない場合、納品された製品は検査に合格したものとみなします。
3. 第1項の検査において不合格となった場合（但し、弊社からの発送により製品を納品する場合において、弊社が発送した後に破損等が発生した場合は含まないものとします。）、弊社は、弊社の負担において代替品・不足品の納入、修理並びに不適合品・過納品の引取りを実施します。

第8条 所有権の移転

1. 製品の所有権は、前条第1項に定める検査に合格したときを以って弊社からお客様に移転するものとします。但し、当該製品の売買代金全額の支払いが完了していない場合、売買代金全額のお支払いが完了するまで所有権は弊社に留保されます。
2. 分割納品の場合、全ての納品分についての納品が完了したときに一括して所有権が移転するものとします。但し、全ての納品分についての売買代金全額のお支払いが完了するまで、既納品分も含めて所有権は弊社に留保されます。

第9条 危険負担

製品の納品（検査実施の有無及び合否は問いません。なお、弊社からの発送により製品を納品する場合においては弊社が発送したときをいいます。）前に生じた製品の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き弊社の負担とし、納品後に生じたこれらの損害は、弊社の責に帰すべき事由による場合を除きお客様の負担とします。

第10条 保証

1. 納品した製品について故障・不具合が発生した場合（納品時の検査によって発見することができない種類、品質に関する契約内容への不適合が原因の場合を含み

- ます。) 弊社納品後 12 ヶ月、あるいは設置後 6 ヶ月のいずれか早期に到達する期限内に書面を以って弊社に通知された場合に限り、本条に定める保証の対象となります。なお、当該製品が弊社の指定する方法に従って設置、保管、維持管理、使用されていなかった場合（弊社工場内での納品前検査における所定の条件・環境と異なる条件・環境の下で設置、保管、維持管理、使用された場合を含みます。）、かかる方法違背と故障・不具合との因果関係が確認されるか否かにかかわらず、当該製品の故障・不具合等に関して弊社は何らの責任も負わないものとします。
2. 弊社が納品した製品のうち、プリンタ、コンピュータ、サブシステム、製品にインストールされたオペレーティングシステムその他ソフトウェア等、弊社に納入されたままの形で弊社からお客様に納品した部分の故障・不具合等については、当該製品の製造業者又は納入業者が有効と認める保証の範囲でのみ、当該製造業者又は納入業者による修補等を受けるものとします。なお、弊社は、当該部分の故障・不具合等若しくは当該部分の故障・不具合等に起因して発生した故障・不具合等について何らの責任も負わないものとします。
 3. 弊社による保証責任の履行は、弊社の選択により、無償修理、同一製品・部品又は類似製品・部品への交換によるものとします（なお、修理等は、弊社が別途認めた場合を除き、製品をお預かりして弊社工場において実施するものとします。）。弊社は、本条に従った保証責任の履行としての修理・交換の他には、保証責任、過失責任、無過失責任、債務不履行、瑕疵担保責任、契約不適合責任、製造物責任、不法行為等の理由の如何にかかわらず、また、直接損害、間接損害、逸失利益等の名目の如何にかかわらず、当該製品の売買に関して何らの責任も負いません。
 4. 以下の製品については本条に定める保証は適用されず、弊社は何らの責任も負いません。
 - ① 試作品、テスト用ユニット
 - ② 弊社の事前の了解なく分解、組立された製品
 - ③ 弊社の指定以外の部品を使用して修理・部品交換等がなされた製品

第11条 責任

1. 納品後の製品の運搬、設置、組立て、テスト、維持管理、運転等一切に関する危険及び責任はお客様に帰属するものとし、弊社は、納品後に事故等が発生しても、前条に定める保証責任を除き一切の責任を負いません。
2. 製品に弊社の指定以外の部品が使用された場合、誤った方法により設置、運転若しくは分解、組立て等がなされた場合、又は製品に組み込まれたソフトウェアに弊社の確認を経ることなく変更が加えられた場合、不具合、故障、事故等を引き起こす恐れがあります。かかる不具合、故障、事故等についての如何なる責任も、

お客様の負担となるものとします。

3. 弊社が製品の安全性維持・改良等のために製品またはその部品の返還、交換等の申入れを行った場合、お客様は直ちに申入れに応じるものとします。かかる申入れに応じて頂けない場合、製品のその後の使用から引き起こされる不具合、故障、事故等についての如何なる責任もお客様の負担となるものとします。

第12条 取消・解除

1. お客様は、個別契約の成立後に当該契約の取消し、解除をすることはできません。但し、弊社が被った損害として弊社が定める金額をお支払い頂くことを条件として弊社が書面を以って承諾した場合は、この限りではありません。
2. お客様又は弊社が以下各号の一に該当した場合、相手方は、何らの催告を要することなく書面による通知を以って個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - ① 個別契約又は本条項の定めに違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず当該期間内には是正されない場合。
 - ② 差押、仮差押、仮処分、又は滞納処分を受けた場合。
 - ③ 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類する倒産手続が開始した場合。
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合若しくは支払停止又は支払不能の状態に陥った場合。
 - ⑤ 役員が懲役又は禁固の刑に処せられた場合。
 - ⑥ 関係諸官庁から営業停止の処分を受けたとき又は事業継続に必要な許認可を失った場合。
 - ⑦ 解散又は事業廃止を決定した場合。
 - ⑧ 資産、信用状態が悪化し、又はその虞があると客観的に認められる場合。
 - ⑨ その他契約の継続を著しく困難ならしめる事情が生じた場合。
3. お客様が前項各号の一に該当した場合、お客様は未履行の金銭債務の一切について期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払うものとします。
4. 第1項の解除は解除当事者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

第13条 権利

1. 製品に関する特許権、著作権、意匠、商標権、実用新案権、ノウハウその他知的財産権（これらを受ける権利を含みます。）の一切は、もともと第三者に帰属する権利を除き、弊社に独占的に帰属します。
2. お客様は、購入した製品について、所有権者として自己利用する範囲を超えて当該製品に関する知的財産権を利用する何らの権利も取得するものではありません。

第14条 反社会的勢力の排除

1. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、売買契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、売買契約に関して次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. お客様又は弊社的一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
3. 前項により個別契約を解除した当事者は、相手方に対し、被った損害の賠償を請求することができます。

第15条 準拠法及び管轄

製品に関する売買契約及びこれに付随するお客様と弊社との一切の取引は日本法を準拠法とします。製品に関する売買契約及びこれに付随するお客様と弊社との契約に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上